安城市市民協働推進会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、安城市市民協働推進条例（平成２４年安城市条例第３１号。以下「条例」という。）第１０条第５項の規定に基づき、安城市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　協働推進会議には、会長及び副会長をそれぞれ１名置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協働推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第３条　協働推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

２　会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前各項に定めるもののほか、協働推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が協働推進会議に諮って定める。

（庶務）

第４条　協働推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

附　則

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。